

第113回 定時株主総会 招集ご通知



日時：2017年6月23日(金) 午前10時
 会場：グランドニッコー東京 台場
 地下1階「パレロワイヤル」
 (旧 ホテル グランパシフィック LE DAIBA(ル・ダイバ))

※ホテルの名称が変更されておりますが、昨年と同じ会場です。
 ご来場の際は、裏表紙のご案内図をご参照ください。

目 次

株主の皆様へ	1
定時株主総会招集ご通知	2
議案 取締役10名選任の件	
株主総会参考書類	5

(添付書類)

事業報告	
I．野村グループの現況に関する事項	17
II．株式に関する事項	27
III．新株予約権等に関する事項	28
IV．会社役員に関する事項	30
V．会計監査人に関する事項	35
VI．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要	36

連結貸借対照表	44
連結損益計算書	45
連結資本勘定変動表	45
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	46
連結計算書類に係る監査委員会の監査報告	47
貸借対照表	48
損益計算書	48
株主資本等変動計算書	49
会計監査人の会計監査報告	50
監査委員会の監査報告	51
株主メモ	54
株主総会会場のご案内	裏表紙

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は、国内外ともに、経済面では底堅い動きで推移したもの、国際政治の面では、英国での欧州連合からの離脱（Brexit）や、米国でのドナルド・トランプ大統領の誕生等、当初の予想を覆す「まさか」の事象が生じました。これを受け、内外の株式市場や債券市場は、総じて、振れ幅の大きな展開となりました。

このような環境の中、当社は、引き続き、「すべてはお客様のために」という基本観のもと、国内では、営業部門におけるビジネスモデルの変革への取組みを継続するとともに、海外では、欧州・米州ビジネスの戦略的見直しを行い、収益性の改善に努め、海外全地域の税前利益は大幅に改善いたしました。

これらの取組みの結果、当期の収益合計（金融費用控除後）は1兆4,032億円、当期純利益は2,396億円となり、米国会計基準の適用を開始した2002年3月期以降、2006年3月期に次ぐ高水準となり、EPSも65.65円（希薄化後）となりました。引き続き、2020年3月期の長期経営目標であるEPS100円の達成に向けて、全社を挙げて、取り組んでまいる所存です。

なお、株主の皆様への配当につきましては、当社の配当方針に基づき、年間の配当金額は前期比7円増の1株につき20円とさせていただきました。

野村グループでは、取り巻く環境の変化を絶好の機会（Chance）として捉え、我々自身も果敢に変革（Change）していくという思いを込めて、この二つのCを用いて、「Vision C&C」というスローガンを掲げています。

このスローガンのもと、野村グループは、2020年までに、どのような環境下であっても、持続的に成長できるような事業基盤の構築に向けて、引き続き、経営資源の最適配分に努めるとともに、「アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループ」として、国内外のお客様に付加価値の高いソリューションを提供し、経済の成長や社会の発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

2017年5月



取締役 兼 代表執行役社長
グループCEO
永井 浩二

(証券コード 8604)

2017年5月31日

株主各位

東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村ホールディングス株式会社
取締役兼代表執行役社長
グループCEO 永井浩二

定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、同封の議決権行使書をご持参の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2017年6月22日(木曜日)午後5時30分までに、同封の議決権行使書に賛否をご表示の上、当社に到着するよう折り返しお送りください**か、4頁に記載の「議決権行使に関するご案内」をご参照の上、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日 時 2017年6月23日(金曜日) 午前10時
- 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場 地下1階「パレオワイヤル」
(旧 ホテル グランパシフィック LE DAIBA(ル・ダイバ))
※「パレオワイヤル」が満席となった場合、第二会場等をご案内いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

※ホテルの名称が変更されておりますが、昨年と同じ会場です。
ご来場の際は、裏表紙のご案内図をご参照ください。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第113期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第113期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

議案 取締役10名選任の件

※議決権の行使に関する事項

- (1) 書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
- (2) 電磁的方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行はれたものを有効といたします。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書とあわせてご提出ください。

以上

-
- ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には含まれておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ① 事業報告の「VII.当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の個別注記表
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類、計算書類およびその他添付書類の記載に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。
-

◎ 第113期剰余金の配当(期末)のお支払いについて

当社は、2017年4月27日開催の取締役会において、剰余金の配当(期末)を1株につき11円とし、2017年6月1日を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。配当金のお受け取りに関しては、54頁の「株主メモ」をご覧ください。

◎ 議決権行使に関するご案内

インターネット等の電磁的方法による議決権行使のご案内

電磁的方法により議決権行使を行う場合は、次の事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申上げます。

1. インターネット等による議決権行使方法

(1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社が指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>)において行使が可能です。

*バーコード読み取機能付の携帯電話またはスマートフォンを利用して

右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



(2) 上記議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(3) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には「仮パスワード」の変更（新しいパスワードの登録）をお願いいたします。

(4) 議決権行使は、株主総会前日**<2017年6月22日（木曜日）>午後5時30分**まで可能ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。

2. 留意事項

(1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。

(2) 株主様のインターネット等の利用環境、スマートフォンまたは携帯電話の機種等によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございます。

*「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使サイトに関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部（ヘルプデスク）

電話（受付 9：00～21：00） 0120-173-027（通話料無料）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名全員が任期満了になります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任の取締役候補者1名を含む取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

10名の候補者のうち、社外取締役候補者は新任1名を含む6名であり、執行役を兼務する予定の取締役候補者は、永井浩二および尾崎哲の2名であります。

取締役候補者は次のとおりです。

1. 古賀信行	(1950年8月22日生)	非業務執行取締役 所有する当社株式数：普通株式 293,753株	重任
			
取締役会長	1974年 4月 当社入社		
指名委員（委員長）	1995年 6月 当社取締役		
報酬委員（委員長）	1999年 4月 当社常務取締役		
	2000年 6月 当社取締役副社長		
	2001年10月 当社取締役副社長（兼 野村證券(株)取締役副社長）		
	2003年 4月 当社取締役社長（兼 野村證券(株)取締役社長）		
	2003年 6月 当社取締役兼執行役社長（兼 野村證券(株)取締役兼執行役社長）		
	2008年 4月 当社取締役兼代表執行役（兼 野村證券(株)取締役兼執行役会長）		
	2008年 6月 野村證券(株)取締役兼執行役会長		
	2011年 6月 当社取締役会長（兼 野村證券(株)取締役会長）		
	2017年 4月 当社取締役会長（兼 野村證券(株)取締役）（現任）		
	(重要な兼職状況)		
	野村證券(株)取締役	神奈川開発観光(株)代表取締役社長	
	(取締役候補者とした理由)		
	同氏は、当社取締役社長、野村證券(株)取締役社長等を歴任し、2011年6月より当社取締役会長を務めており、また、日本経済団体連合会副会長および日本証券業協会副会長を現任しております。		
	野村グループの業務および証券業界の慣習に精通した同氏が取締役会長として取締役会の議長を務めることにより、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営されることを期待し、取締役候補者といたしました。		
	なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員（委員長）および報酬委員（委員長）を務める予定です。		
	同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。		

2. 永井浩二
(1959年1月25日生)

執行役兼務 重任

所有する当社株式数：普通株式 284,800株



取締役
代表執行役社長
グループCEO

1981年4月 当社入社
2003年4月 野村證券(株)取締役
2003年6月 同社執行役
2007年4月 同社常務執行役
2008年10月 同社常務（執行役員）
2009年4月 同社執行役兼専務（執行役員）
2011年4月 同社Co-COO兼執行役副社長
2012年4月 当社執行役員（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2012年8月 当社代表執行役グループCEO（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2013年6月 当社取締役兼代表執行役グループCEO（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2017年4月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)取締役会長）（現任）

(重要な兼職状況)

野村證券(株)取締役会長

(取締役候補者とした理由)

同氏は、野村證券(株)取締役兼代表執行役社長等を歴任し、2012年8月より当社代表執行役グループCEO（2013年6月より取締役兼務）を務めております。

当社の取締役会は、社外取締役を含めた大半が業務執行を行わない取締役によって構成されています。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者といたしました。

注1：2001年10月、当社は持株会社に改組し、社名を野村證券株式会社から「野村ホールディングス株式会社」に改め、証券会社の営業は会社分割により新設した子会社の野村證券株式会社に承継いたしました。2001年10月以前の当社における略歴は、それ以前の証券会社における地位および担当を記載しております。

注2：2003年6月から、当社は、指名・報酬・監査の3委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制（指名委員会等設置会社）を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役（非業務執行取締役）はこれを行わず、主に監督機能を担っております。

3. 尾崎 哲

(1958年1月16日生)



取締役
代表執行役副社長
グループCOO

執行役兼務

重任

所有する当社株式数：普通株式 153,700株

1982年4月 当社入社
2004年4月 当社執行役（兼 野村證券(株)執行役）
2008年4月 野村證券(株)常務執行役
2008年10月 同社常務（執行役員）
2012年8月 同社代表執行役副社長
2013年4月 同社取締役兼代表執行役副社長
2014年4月 当社執行役（兼 野村證券(株)代表執行役副社長）
2016年4月 当社代表執行役グループCOO（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役副社長）
2016年6月 当社取締役兼代表執行役グループCOO
（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役副社長）
2017年4月 当社取締役兼代表執行役副社長グループCOO（兼 野村證券(株)取締役）（現任）

（重要な兼職状況）

野村證券(株)取締役

（取締役候補者とした理由）

同氏は、当社ホールセール部門CEO（執行役）や野村證券(株)代表執行役副社長等を歴任し、2016年4月より当社代表執行役グループCOO（同年6月より取締役兼務）を務めております。当社の取締役会は、社外取締役を含めた大半が業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者といたしました。

4. 宮下尚人
(1958年12月26日生)

非業務執行取締役 重任

所有する当社株式数：普通株式 52,000株



取締役
監査委員（常勤）

- 1987年 7月 当社入社
- 1993年 6月 スイス・ユニオン銀行（現、UBS）入社
- 1996年 8月 バンカーズ・トラスト・アジア・セキュリティーズ Ltd.入社
- 1998年 4月 クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社（東京支店）入社
- 1999年12月 日興シティグループ証券株（現、シティグループ証券株）入社
- 2005年 3月 同社執行役 内部管理統括責任者
- 2009年 7月 当社グループ・コンプライアンス部長
- 2012年 4月 当社執行役員 ホールセール・コンプライアンス・ヘッド
- 2012年 6月 当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者
(兼 野村證券株執行役員)
- 2013年 4月 当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者
(兼 野村證券株代表執行役 内部管理統括責任者)
- 2015年 4月 当社執行役員 コーポレート統括補佐兼グループ・コンプライアンス統括責任者
(兼 野村證券株代表執行役兼常務（執行役員）内部管理統括責任者)
- 2016年 4月 当社顧問
- 2016年 6月 当社取締役（現任）

（重要な兼職状況）

- 野村アセットマネジメント株取締役
- 野村信託銀行株取締役
- 野村ファイナンシャル・プロダクト・サービス株監査役

（取締役候補者とした理由）

同氏は、当社を含む複数の証券会社において長年法務・コンプライアンス業務に従事し、野村グループのコンプライアンス統括責任者を務めるなど、コンプライアンス分野における豊富な経験と知見を有しております。

同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き常勤の監査委員を務める予定であり、野村グループの業務に精通した同氏を加えることで、監査委員会による監査の実効性が高まることを期待し、取締役候補者といたしました。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

【社外取締役候補者(候補者番号5~10)】

社外取締役候補者6名は、全員が当社の定める独立性基準を満たしております。

また、当社は、社外取締役候補者の全員を独立役員(株)東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役に指定しております。

ご参考：野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループに対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

(1) 本人が、現在または過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。

① 当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

- ・当社の業務執行者(*1)が役員に就任している会社の業務執行者
- ・当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者
- ・当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

② 当社の主要な借入先(*2)の業務執行者

③ 当社の主要な取引先(*3)の業務執行者(パートナー等を含む)

④ 野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者

⑤ 一定額を超える寄付金(*4)を当社より受領している団体の業務を執行する者

(2) 本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者(重要でない者を除く)に該当しないこと。

① 野村グループの業務執行者

② 上記(1)①～⑤に掲げる者

(注)

*1 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

*2 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

*3 主要な取引先とは、ある取引先の野村グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%の金額を超える取引先をいう。

*4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

以上

5. 草刈 隆郎
(1940年3月13日生)

社外取締役・独立役員 重任

所有する当社株式数：普通株式 0株



社外取締役

指名委員

報酬委員

在任年数：6年

取締役会への出席状況：
11回／11回

指名委員会への出席状況：
5回／5回

報酬委員会への出席状況：
3回／3回

1964年4月 日本郵船(株)入社
1999年8月 同社代表取締役社長
2002年4月 同社代表取締役社長経営委員
2004年4月 同社代表取締役会長経営委員
2006年4月 同社代表取締役会長・会長経営委員
2009年4月 同社取締役・相談役
2010年6月 同社相談役
2011年6月 当社社外取締役（現任）
2015年4月 日本郵船(株)特別顧問（現任）

(重要な兼職状況)

日本郵船(株)特別顧問
日本石油輸送(株)社外取締役（予定）

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、日本郵船(株)代表取締役社長や日本経済団体連合会副会長等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。

6. 木村 宏
(1953年4月23日生)

社外取締役・独立役員 重任

所有する当社株式数：普通株式 0株



社外取締役
指名委員
報酬委員

在任年数：2年

取締役会への出席状況：
11回／11回

指名委員会への出席状況：
4回／4回

報酬委員会への出席状況：
2回／2回

監査委員会への出席状況：
5回／5回

(指名委員および報酬委員就任後に開催されたすべての指名委員会および報酬委員会ならびに監査委員退任前に開催されたすべての監査委員会に出席)

1976年 4月 日本専売公社（現、日本たばこ産業株）入社
1999年 6月 同社取締役
2001年 6月 同社取締役退任
2005年 6月 同社取締役
2006年 6月 同社代表取締役社長
2012年 6月 同社取締役会長
2014年 6月 同社特別顧問
2015年 6月 当社社外取締役（現任）
2016年 7月 日本たばこ産業株顧問（現任）

（重要な兼職状況）

日本たばこ産業株顧問
旭硝子株社外取締役
(株)IHI社外取締役

（社外取締役候補者とした理由）

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、日本たばこ産業株代表取締役社長や取締役会長等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。

7. 島崎憲明
(1946年8月19日生)

社外取締役・独立役員

重任

所有する当社株式数：普通株式 1,900株



社外取締役
監査委員（委員長）
在任年数：1年
取締役会への出席状況：
8回／8回

監査委員会への出席状況：
11回／11回

(社外取締役および監査委員就任後に開催されたすべての取締役会および監査委員会に出席)

1969年 4月 住友商事(株)入社
1998年 6月 同社取締役
2002年 4月 同社代表取締役 常務取締役
2003年 1月 金融庁 企業会計審議会委員
2004年 4月 住友商事(株)代表取締役 専務執行役員
2005年 4月 同社代表取締役 副社長執行役員
2009年 1月 國際会計基準委員会財団（現、IFRS財団）評議員
2009年 7月 住友商事(株)特別顧問
2011年 6月 公益財団法人財務会計基準機構 理事
2011年 6月 日本証券業協会公益理事 自主規制会議議長
2013年 9月 IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス アドバイザー（現任）
2013年 9月 日本公認会計士協会 顧問（現任）
2016年 6月 当社社外取締役（兼 野村證券(株)取締役）（現任）

(重要な兼職状況)

(株)オートバックスセブン社外取締役
(株)UKCホールディングス社外取締役
(株)ロジネットジャパン社外取締役
野村證券(株)取締役

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、また、国際的な会計制度について米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有しております。同氏は、住友商事(株)代表取締役 副社長執行役員、金融庁 企業会計審議会委員、國際会計基準委員会財団 評議員、公益財団法人財務会計基準機構 理事等を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員（委員長）を務める予定です。

8. 兼元俊徳

(1945年8月24日生)



社外取締役
監査委員

在任年数：6年

取締役会への出席状況：
11回／11回

監査委員会への出席状況：
16回／16回

社外取締役・独立役員

重任

所有する当社株式数：普通株式 0株

1968年4月 警察庁入庁
1992年4月 熊本県警察本部長
1995年8月 警察庁国際部長
1996年10月 国際刑事警察機構(ICPO)総裁
2000年8月 警察大学校長
2001年4月 内閣官房 内閣情報官
2007年1月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
2007年2月 シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセル(現任)
2011年6月 当社社外取締役(現任)

(重要な兼職状況)

シティユーワ法律事務所 オブ・カウンセル
日本テレビホールディングス(株)社外監査役
(株)リケン社外取締役

(社外取締役候補者とした理由)

同氏は、警察庁国際部長、国際刑事警察機構(ICPO)総裁、内閣情報官等を歴任した後、現在は弁護士として法律に関する高度な専門性を有して活躍され、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員を務める予定です。

9. その園マリ
(1952年2月20日生)

社外取締役・独立役員 新任

所有する当社株式数：普通株式 0株



1976年10月 日新監査法人（現、新日本有限責任監査法人）入所
1979年3月 公認会計士登録
1988年11月 センチュリー監査法人（現、新日本有限責任監査法人）社員
1990年11月 大蔵省公認会計士審査会「公認会計士試験制度小委員会」委員
1992年4月 大蔵省企業会計審議会委員
1994年12月 センチュリー監査法人（現、新日本有限責任監査法人）代表社員
2002年10月 内閣府情報公開審査会（現、総務省情報公開・個人情報保護審査会）委員
2005年4月 東京都包括外部監査人
2008年7月 新日本有限責任監査法人シニアパートナー
2012年8月 新日本有限責任監査法人退所
2013年12月 証券取引等監視委員会委員

（重要な兼職状況）

該当なし

（社外取締役候補者とした理由）

同氏は、長年の公認会計士としての経験から企業会計についての高い専門性を有しており、東京都包括外部監査人、大蔵省企業会計審議会委員等を歴任されました。また、監査法人を退所後は証券取引等監視委員会委員を務められ、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏が取締役に選任された場合、本総会終了後、同氏は監査委員を務める予定です。

（独立性に関する補足事項）

同氏は、過去に当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人のシニアパートナーを務めておりましたが、以下の理由から当社は、同氏の経験は当社の社外取締役としての独立性に何ら影響をおよぼすものではないと判断しております。

- ・同氏は、新日本有限責任監査法人を退所後既に5年弱が経過しており、退所後は同監査法人の運営や財務方針には一切関与していないこと。
- ・同氏は、同監査法人に在籍中に当社の会計監査に関与したことなく、金融機関を担当する金融部に所属したこともないこと。

また、同氏は、当社の社外取締役の独立性基準、(株)東京証券取引所の定める独立役員としての要件に加え、当社の監査委員に求められるニューヨーク証券取引所の独立性基準も満たしております。

10. Michael Lim Choo San [マイケル・リム]

(1946年9月10日生)

社外取締役・独立役員

重任

所有する当社株式数：普通株式 0株



社外取締役

在任年数：6年

取締役会への出席状況：
11回／11回

1972年 8月 Price Waterhouse, Singapore入所
1992年 1月 同所マネージング・パートナー
1998年10月 The Singapore Public Service Commission メンバー（現任）
1999年 7月 PricewaterhouseCoopers, Singapore エグゼクティブ・チェアマン
2002年 9月 Land Transport Authority of Singapore チェアマン
2004年 9月 Olam International Limited インディペンデント・ディレクター
2011年 6月 当社社外取締役（現任）
2011年11月 Accounting Standards Council, Singapore チェアマン
2013年 4月 Singapore Accountancy Commission チェアマン
2016年 9月 Fullerton Healthcare Corporation Limited ノン・エグゼクティブ・チェアマン（現任）

（重要な兼職状況）

Fullerton Healthcare Corporation Limited ノン・エグゼクティブ・チェアマン
Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン

（社外取締役候補者とした理由）

同氏は、国際的な会計制度に精通しており、プライスウォーターハウスクーパース（シンガポール）の会長やシンガポールの公職等を歴任され、1998年から2010年にかけて三度にわたり同国より勲章を授与される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きそのグローバルで豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要な事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

注3：10名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注4：当社は、取締役候補者 宮下尚人、草刈隆郎、木村宏、島崎憲明、兼元俊徳およびMichael Lim Choo San の各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令の規定する額のいずれか高い額になります。本総会において宮下尚人、草刈隆郎、木村宏、島崎憲明、兼元俊徳およびMichael Lim Choo Sanの各氏の重任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者 園マリ氏が取締役に選任された場合、当社は同氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。

注5：当社子会社である野村證券(株)は、公募増資案件にかかる法人関係情報に関する管理態勢に不備が認められた等として、2012年8月、金融庁から業務改善命令を受けました。同社は、法人関係情報の社内外における伝達方法や情報管理体制の見直し等の改善策について、同年12月末までにすべての施策を実施いたしました。同社の社外取締役であった社外取締役候補者 草刈隆郎および兼元俊徳の各氏(2016年3月31日付退任)は、日頃から同社取締役会等において法令遵守の観点からの発言を行い、改善策を定着させ有効に機能させ続けるための取組み等に関して様々な提言を行いました。

(ご参考)

定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会および監査委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	古賀信行(委員長)	草刈隆郎	木村宏
報酬委員会	古賀信行(委員長)	草刈隆郎	木村宏
監査委員会	島崎憲明(委員長)	兼元俊徳	園マリ 宮下尚人

第113期 事業報告

(2016年4月1日から2017年3月31まで)

I. 野村グループの現況に関する事項

1. 経営の基本方針と業務運営体制

(1) 経営の基本方針

野村グループは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標といたします。

「アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループ」として国内外のお客様に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献してまいります。

企業価値の向上にあたっては、経営指標として1株当たり当期純利益（EPS）を重視し、当該指標の持続的改善を図るものといたします。

(2) 業務運営体制

野村グループの業務運営は、統一された戦略のもとに、個々の会社単位ではなく、部門および地域を中心として行われております。野村グループの部門は、営業部門、アセット・マネジメント部門およびホールセール部門の3部門で構成されております。また、野村グループの地域は、米州、欧州、アジアおよび日本の4地域で構成されております。野村グループでは、各部門・各地域に適切な範囲で権限を委譲し、それぞれの分野での専門性の向上を図ると同時に、部門間・地域間のグローバルな連携を強化し、競争力のある業務運営体制を構築しております。

2. 事業の経過およびその成果

(1) 業績総括

当期の世界経済は、地域ごとに異なる動きが見られるものの、緩やかな成長回復が続きました。米国では、実質GDP成長率が2016年の上期に低迷し、下期は持ち直したものの、2016年通年では前年に比べて減速となりました。ただし、FRB（米連邦準備制度理事会）は経済見通しに対する下振れリスクが後退したと判断し、2016年12月以降に二回の利上げを実施しました。欧州では、設備投資の増加や財政支出拡大などにより、英國を含めて実体経済は良好に推移しました。また、アジア地域は米中の需要回復を受けて輸出が持ち直しているほか、景気刺激策の効果から内需が底堅く推移しています。

一方、日本経済は、緩やかな拡大を見せました。世界的な製造業活動の持ち直しとともに、7～9月期以降は日本からの輸出も明確な増加基調に入りました。設備投資も持ち直しの動きを見せております。また、2017年1月に発足した米国トランプ政権については、両国は2月の首脳会談において、日本の副総理、米国の副大統領による経済対話の創設で合意しました。

東証株価指数（TOPIX）は2016年3月末の1,347.20ポイントから、2017年3月末には1,512.60ポイントに、また日経平均株価も2016年3月末の16,758.67円から、2017年3月末には18,909.26円と上昇しました。また、2016年3月末に1ドル＝112円台で終わった円ドル相場は、英國国民投票や米国大統領選挙などの政治イベントに強く影響されながら両方向に大きく変動し、2017年3月末には111円台となりました。国債利回りは、マイナス金利政策の下で7月末までは低下傾向が続きました。それ以降は、行き過ぎた緩和政策が見直されるのではないかとの観測や、米国の長期金利上昇などの影響で上昇傾向に転じ、2017

連結経営成績

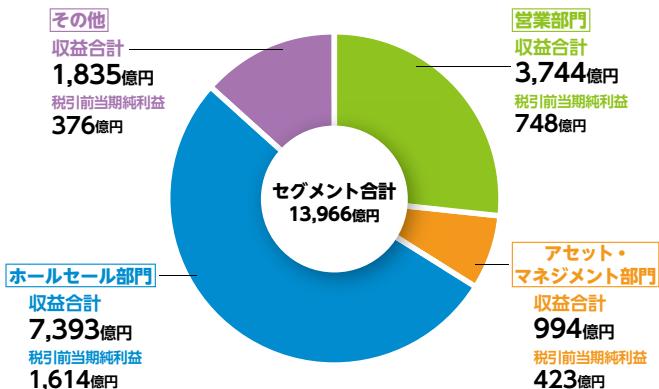
	第112期 (2015.4.1~ 2016.3.31)	第113期 (2016.4.1~ 2017.3.31)	対前期比較 増減率
収益合計 (金融費用控除後)	13,957億円	14,032億円	0.5%
金融費用以外の費用計	12,305億円	10,804億円	△12.2%
税引前当期純利益	1,652億円	3,228億円	95.4%
法人所得税等	226億円	802億円	255.1%
当期純利益	1,426億円	2,426億円	70.1%
差引：非支配持分に 帰属する当期純利益	110億円	29億円	△73.2%
当社株主に帰属する 当期純利益	1,316億円	2,396億円	82.1%
株主資本当社株主に帰属する 当期純利益率(ROE)	4.9%	8.7%	—

年3月末に新発10年国債利回りは0.065%となりました。

金融規制に関しては、自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等、バーゼルⅢと呼ばれる規制の適用に加え、当社は「国内のシステム上重要な銀行」のひとつに指定されており、国内外の金融機関に対する監督強化のための広範囲な規制改革に引き続き注意深く対応することが必要となっております。

このように当社を取り巻く環境が大きく変動する中、野村グループでは、「すべてはお客様のために」という基本観のもと、国内では、営業部門におけるビジネスモデルの変革への取組みを継続するとともに、海外では、欧州・米州ビジネスの戦略的見直しを行い、収益性の改善に努めてまいりました。営業部門は、投資一残高が着実に増加した一方、アセット・マネジメント部門は、資金流入等により運用資産残高が過去最高を更新しまし

第113期 収益構成



た。また、ホールセール部門は、コスト水準を大幅に引き下げたことに加え、好調な金利関連ビジネス等を背景にフィクスト・インカムが収益を伸ばしました。

その結果、当期の収益合計（金融費用控除後）は、前期と比較して0.5%増の1兆4,032億円、金融費用以外の費用は同じく12.2%減の1兆804億円となりました。税引前当期純利益は3,228億円、当社株主に帰属する当期純利益は2,396億円となりました。株主資本利益率(ROE)は8.7%となり、また、当期のEPS(注)は前期の35.52円から65.65円となっております。なお、2017年3月末を基準日とする配当金は、1株当たり11円とし、年間での配当は1株につき20円といたしました。

(注)希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

(2) セグメント情報

当社は、業務運営および経営成績を、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で報告しております。

セグメント情報(セグメント合計)

	(単位：億円)		(%)
	第112期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第113期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	14,164	13,966	△1.4
金融費用以外の費用計	12,305	10,804	△12.2
税引前当期純利益	1,858	3,162	70.1

営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報(セグメント合計)における当期の収益合計(金融費用控除後)は前期比1.4%減の1兆3,966億円、金融費用以外の費用は同12.2%減の1兆804億円、税引前当期純利益は同70.1%増の3,162億円となりました。

営業部門

	(単位：億円)		(%)
	第112期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第113期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	4,356	3,744	△14.0
金融費用以外の費用計	3,080	2,996	△2.7
税引前当期純利益	1,276	748	△41.4

収益合計(金融費用控除後)は、前期比14.0%減の3,744億円、金融費用以外の費用は同2.7%減の2,996億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同41.4%減の748億円となりました。

営業部門では、「すべてはお客様のために」という基本觀のもと、「お客様の信頼と満足度を高めることで、ビジネスを拡大すること」、その結果として「多くの人に必要とされる金融機関になること」を目指し、ビジネスモデルの変革に取り組んでまいりました。当期は先行きが不透明な市場環境を背景に、株式や投資信託・保険契約の販売が減速する中、お客様お一人おひとりの悩みやご要望をヒアリングし、最適なソリューションを提供する、コンサルティング営業への取組みを継続しました。この結果、投資一任残高の拡大等により、収入の安定化が着実に進捗しています。また、お客様からお預りしている資産の残高も前期末比で増加しており、過去最高に近い水準となっています。

アセット・マネジメント部門

	(単位：億円)		(%)
	第112期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第113期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	954	994	4.2
金融費用以外の費用計	587	571	△2.8
税引前当期純利益	367	423	15.5

収益合計(金融費用控除後)は、前期比4.2%増の994億円、金融費用以外の費用は同2.8%減の571億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同15.5%増の423億円となりました。

投資信託ビジネスでは、マネーファンドから資金流出がありました。地域金融機関向けの私募投信やETFへの資金流入が運用資産残高の増加へ寄与しました。また、投資顧問ビジネスでは、国内公的年金から資金流入が継続しました。海外ではハイ・イールド・プロダクトを中心に資金が流入しました。この結果、2017年3月末の運用資産残高は前期末比で増

加しております。また、当期は、戦略的パートナーのアメリカン・センチュリー・インベストメンツ社からの配当収入が収益へ寄与しています。

ホールセール部門

	(単位：億円)		(%)
	第112期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第113期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	7,203	7,393	2.6
金融費用以外の費用計	7,049	5,778	△18.0
税引前当期純利益	154	1,614	948.0

ホールセール部門は、金融商品の取引、販売および組成に関する業務を行うグローバル・マーケット、資金調達やM&Aアドバイザリーに関連する業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されています。

収益合計(金融費用控除後)は前期比2.6%増の7,393億円、金融費用以外の費用は同18.0%減の5,778億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同948.0%増の1,614億円となりました。

グローバル・マーケット

海外での業績が回復し、前期比増収となりました。特にフィクスト・インカム関連ビジネスが、顧客フローの拡大から大幅な増収となり、市場出来高の低迷によるエクイティ関連ビジネスの減収をカバーしました。地域別では、米州および欧州では前期比大幅な増収となり、日本およびアジアでも、前期比並みの収益を確保いたしました。

インベストメント・バンキング

日本は株式発行額が大きく減少する中、大型IPOでジョイント・グローバル・コーディネーターを務める等、多数の案件に関与し株式引受のリーグテーブルで首位となりました。海外は2010年3月期以降で最高収益となった米州を中心に実績を積み上げ、前期比増収となりました。また、地域間や部門間の連携を促進し、世界各地でM&A案件およびこれに付随するファイナンスや金利・為替などのソリューション案件等を多数手掛けました。

その他

	(単位：億円)		(%)
	第112期 (2015.4.1～ 2016.3.31)	第113期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計(金融費用控除後)	1,651	1,835	11.2
金融費用以外の費用計	1,589	1,459	△8.2
税引前当期純利益	61	376	511.8

収益合計(金融費用控除後)は前期比11.2%増の1,835億円、また、金融費用以外の費用は同8.2%減の1,459億円、税引前当期純利益は同511.8%増の376億円となりました。

3. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村證券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、ノムラ・バンク・インターナショナルplcおよびノムラ・インターナショナル・ファンディングPte.Ltd.が外部からの借入や債券発行などを行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行っております。営業部門においては、リテール営業のビジネスモデルの変革に貢献するためのシステム投資を実施すると共に、災害時に対応するシステムを強化しております。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

4. 財産および損益の状況

項目	期別	第110期 (2013.4.1~2014.3.31)	第111期 (2014.4.1~2015.3.31)	第112期 (2015.4.1~2016.3.31)	第113期 (2016.4.1~2017.3.31)
収益合計		18,318億円	19,306億円	17,231億円	17,155億円
収益合計（金融費用控除後）		15,571億円	16,042億円	13,957億円	14,032億円
税引前当期純利益		3,616億円	3,468億円	1,652億円	3,228億円
当社株主に帰属する当期純利益		2,136億円	2,248億円	1,316億円	2,396億円
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益		57.57円	61.66円	36.53円	67.29円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益		55.81円	60.03円	35.52円	65.65円
総資産		435,203億円	417,832億円	410,902億円	428,521億円
当社株主資本合計		25,137億円	27,078億円	27,002億円	27,899億円

(注) 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載しております。

5. 対処すべき課題

野村グループでは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて、企業価値を高めることを経営目標として掲げております。企業価値の向上にあたっては、さまざまな環境変化に柔軟に対応し、安定的な利益成長を達成するための経営指標として、1株当たり当期純利益(EPS)を重視し、その持続的な改善を図るものしております。

経営目標の達成に向けた最重点課題として、全地域、全部門における黒字化に取り組んでおります。「Vision C&C」のスローガンのもと、引き続き、国内におけるビジネスモデルの変革と海外における収益性のさらなる改善への取組みを継続することにより、厳しい環境下でも持続的に成長できる事業基盤の構築を目指してまいります。

また、適正な財務基盤を維持しつつ、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図るため、変化の著しい国際政治情勢等の把握に努めるとともに、各種国際金融規制や様々なイノベーションの進展等を含むグローバルな事業環境の変化に柔軟かつ確実に対応してまいります。

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

【営業部門】

営業部門においては、「お客様の信頼と満足度を高めることで、ビジネスを拡大すること」、その結果として「多くの人に必要とされる金融機関になること」を目指し、ビジネスモデルの変革に取り組んでいます。お客様お一人おひとり

の多様化するご要望やニーズに寄り添い、的確にお応えすることで、お客様満足度のさらなる向上と、ビジネスの拡大を図ってまいります。また、対面によるコンサルティング営業に加えて、支店セミナー、インターネット、コールセンターなどを通じて、幅広い層のお客様に付加価値の高いソリューションを提供することで、新たなお客様からの信頼獲得にも努めてまいります。

【アセット・マネジメント部門】

投資信託ビジネスにおいては、投資家の幅広い投資ニーズに応える多様な投資機会を、投資顧問ビジネスにおいては、国内外の投資家へ付加価値の高い運用サービスを提供することにより、顧客基盤の拡大と運用資産の増加を図ってまいります。アジアに本拠を持ち、幅広い商品・サービスの提供力を有する特色ある運用会社として、運用パフォーマンスの向上に努めるだけでなく、多様化するお客様のニーズに応えることで、世界の投資家から高く信頼される存在を目指してまいります。

【ホールセール部門】

グローバル・マーケットにおいては、野村グループのトレーディング力、リサーチ力や販売力などを活用して、付加価値と競争力の高い商品やソリューションをお客様に提供することに取り組んでおります。また、様々な商品や市場において、継続的に流動性を提供することに尽力し、業界最高水準の市場アクセスや執行サービスの提供に努めています。

一方、インベストメント・バンキングにおいては、お客様のビジネス活動のグローバル化が進む中、クロスボーダーM&Aの体制を一層強化するとともに、国内外の市場での資金調達をサポートしてまいります。また、M&Aや資金調達に付随する金利・為替ビジネスなどのソリューション・ビジネスの提供に努めてまいります。

ホールセール部門では、お客様のニーズに応えるために、当社が強みを有する分野に経営資源を集約するとともに、グローバル・マーケットおよびインベストメント・バンキング、ならびに部門や地域をまたいだ連携を一層強化してまいります。グローバルに変動するマクロ経済や市場環境に応じて進化するお客様の期待に応えるべく、引き続き商品やサービスの改善を図るとともに、野村グループが持つアジア地域での優位性を活かしてまいります。

【リスクマネジメント、コンプライアンスなど】

野村グループでは、経営理念、戦略的目標および事業計画の達成のために許容するリスクの内容をリスク・アペタイトとして定めています。その上で、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に拡充していくことにより、財務の健全性確保および企業価値の向上に努めてまいります。

コンプライアンスについては、野村グループがビジネスを展開している各国の法令および規則を遵守するための管理態勢の改善に向け、引き続き注力してまいります。加えて、単に法令および規則の遵守にとどまらず、野村グループに対する社会およびお客様からの信頼に応え、金融・資本市

場の一層の発展に資するべく、役職員全員がより高い倫理観を持って業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施し、実効性をさらに高めてまいります。

なお、野村グループでは、2012年の野村證券における公募増資にかかる業務改善命令事案などの経験を踏まえ、2015年より「野村『創業理念と企業倫理』の日」を定め、毎年この日にすべての役員および社員が過去の不祥事からの教訓を再認識し、各種施策を通じて再発防止と社会からの信頼の獲得および維持に向けて決意を新たにすることとしております。こうした取組みを通じて、健全な企業風土の醸成に努めるとともに、役員および社員一人ひとりが、資本市場に携わるプロフェッショナルとしての職業倫理観を持ち、顧客への情報伝達や取引推奨における不正防止はもとより、内部管理態勢の一層の強化および充実に取り組んでまいります。

以上の取組みにより、野村グループ全体の収益力を強化し、経営目標の達成と企業価値の極大化を図ってまいります。3部門および地域間の連携を推し進め、アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループとして、金融・資本市場の安定とさらなる拡大および発展に尽力してまいります。

6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中心とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業などを営んでおります。当社の事業別セグメントは、営業部門、アセット・マネジメント部門およびホールセール部門の区分で構成されております。

7. 主要拠点等

(1) 国内の主要拠点

当社本社(東京)

野村證券株式会社 本支店(計158店)

東京都	35店	関東地方(東京都を除く)	37店
北海道地方	5店	東北地方	9店
北陸地方	4店	中部地方	16店
近畿地方	28店	中国地方	9店
四国地方	4店	九州・沖縄地方	11店

野村アセットマネジメント株式会社(東京、大阪、福岡)

野村信託銀行株式会社(東京、大阪)

野村ファシリティーズ株式会社(東京)

野村ファイナンシャル・プロダクト・サービス株式会社(東京)

(2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.

(アメリカ・ニューヨーク市)

ノムラ・インターナショナルPLC(イギリス・ロンドン市)

ノムラ・インターナショナル(香港)LIMITED

ノムラ・シンガポールLIMITED

インステイネットInc. (アメリカ・ニューヨーク市)

(3) 使用人の状況

使用人数(人)	前事業年度末比増減(人)
28,186	679(減)

(注)1. 使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計(臨時使用人を除く)を記載しております。

2. 使用人数は就業人員数であります。

(4)重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	事業内容
野村證券株式会社	東京都中央区	100億円	100%	証券業
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	171億80百万円	100%	投資信託委託業、投資顧問業
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	350億円	100%	銀行業、信託業
野村ファシリティーズ株式会社	東京都中央区	4億80百万円	100%	不動産賃貸および管理業
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービスズ株式会社	東京都千代田区	1,767億75百万円	100%	金融業
ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	アメリカ・ニューヨーク市	54億3,896万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.	アメリカ・ニューヨーク市	36億5,000万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	アメリカ・ニューヨーク市	17億2,249万米ドル	100%*	持株会社
インスティネットInc.	アメリカ・ニューヨーク市	13億1,350万米ドル	100%*	持株会社
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	イギリス・ロンドン市	92億5,132万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	99億9,123万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	5億5,500万米ドル	100%*	金融業
ノムラ・キャピタル・マーケッツLIMITED	イギリス・ロンドン市	30億9,250万米ドル	100%	金融業
ノムラ・アジア・ホールディングN.V.	オランダ・アムステルダム市	1,399億82百万円	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナル(香港)LIMITED	香港	1,767億11百万円	100%*	証券業
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール・シンガポール市	2億3,900万シンガポールドル	100%*	証券業、金融業

- (注)1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社(主にアメリカを所在地とする会社)につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を表示しております。また当社の議決権比率欄の*は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。
2. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は1,285社、持分法適用会社は株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社等、15社となりました。
3. ノムラ・キャピタル・マーケッツLIMITEDは、野村グループのデリバティブ取引にかかるリスクを集約するための会社として活用してきましたが、グループ全体での子会社構成の再編に伴い解散することを決定したため、2020年3月31日を目途に清算する予定です。
4. ノムラ・アジア・ホールディングN.V.は、野村グループの経営体制の見直しにあたり解散することを決定したため、2019年3月31日を目途に清算する予定です。

8. 主要な借入先の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	長期借入金	340,104
株式会社みずほ銀行	長期借入金 短期借入金(注)	310,090 20,000
株式会社三井住友銀行	長期借入金	322,757
株式会社りそな銀行	長期借入金	50,000
三井住友信託銀行株式会社	長期借入金	165,935
三菱UFJ信託銀行株式会社	長期借入金	100,000
みずほ信託銀行株式会社	長期借入金	30,000
株式会社千葉銀行	長期借入金	45,347
株式会社静岡銀行	長期借入金	35,000
株式会社八十二銀行	長期借入金	30,000
農林中央金庫	長期借入金	50,342
明治安田生命保険相互会社	長期借入金	32,374

(注)1年以内返済期限到来の長期借入金です。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉るために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。

必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動に伴うリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、配当回数につきましては、原則として年2回(基準日:9月30日、3月31日)といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性の見込める事業分野に有効投資してまいります。

自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に機動的に対応し、株主価値の向上に資する財務政策の選択肢として検討してまいります。自己株式の取得枠の設定を決定した場合には、速やかに公表し、当社の運営方針に従って実行してまいります。

(当期の剰余金の配当)

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2016年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり9円

をお支払いいたしました。2017年3月31日を基準日とする配当金につきましては、1株当たり11円をお支払いすることいたしました。これにより年間での剩余金の配当は1株につき20円となります。

当期にかかる剩余金の配当の明細は次のとおりです。

決議	基準日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)
2016年10月28日 取締役会	2016年 9月30日	32,004	9.00
2017年4月27日 取締役会	2017年 3月31日	38,821	11.00

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

(企業結合の状況)

当社は、2017年4月1日付で、ノムラ・アジア・ホールディングN.V.株式の管理事業に関して有する権利義務を会社分割により野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社に承継しました。

II. 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株

各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000

2. 発行済株式総数 普通株式 3,822,562,601株

3. 株主数 379,603名

4. 上位10名の株主

株主名	持株数および持株比率	
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	204,409	5.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	152,015	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	74,128	2.1
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	61,747	1.7
ステート ストリート バンク ウエスト クライアント トリーティー 505234	55,202	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	54,864	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	54,364	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	54,153	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	46,852	1.3
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエー エヌブイ 10	44,288	1.3

- (注) 1. 当社は、2017年3月31日現在、自己株式を293,373千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
 2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式

普通株式 121,010,524株

取得価額の総額 61,338,190千円

うち、取締役会決議により買い受けた株式

普通株式 120,987,200株

取得価額の総額 61,324,548千円

買受けを必要とした理由

ストック・オプションの行使に伴い交付する株式への充当、資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため。

(2) 処分した株式

普通株式 40,677,868株

処分価額の総額 25,797,255千円

(3) 当事業年度末日における保有株式

普通株式 293,373,425株

6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年4月27日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議いたしました。

(1) 理由

ストック・オプションの行使に伴い交付する株式への充当、資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため。

(2) 取得する株式の種類および総数

普通株式 1億株（上限）

(3) 取得価額の総額 800億円（上限）

(4) 取得期間 2017年5月17日から2018年3月30日

(5) 取得方法 信託方式による市場買付け

III. 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日現在の新株予約権等の状況

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第34回	2010. 5.18	1,221個	122,100株	2012. 5.19～2017. 5.18	1円
第35回	2010. 5.18	3,513個	351,300株	2012. 5.19～2017. 5.18	1円
第37回	2010. 7.28	5,160個	516,000株	2012. 4.30～2017. 4.29	1円
第38回	2010. 7.28	4,827個	482,700株	2013. 4.30～2018. 4.29	1円
第39回	2010.11.16	12,099個	1,209,900株	2012.11.16～2017.11.15	474円
第40回	2011. 6. 7	5,008個	500,800株	2012. 5.25～2018. 5.24	1円

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第41回	2011. 6. 7	8,628個	862,800株	2013. 5.25～2018. 5.24	1円
第42回	2011. 6. 7	11,644個	1,164,400株	2014. 5.25～2018. 5.24	1円
第43回	2011.11.16	12,344個	1,234,400株	2013.11.16～2018.11.15	299円
第44回	2012. 6. 5	6,226個	622,600株	2013. 4.20～2018. 4.19	1円
第45回	2012. 6. 5	10,912個	1,091,200株	2014. 4.20～2019. 4.19	1円
第46回	2012. 6. 5	12,843個	1,284,300株	2015. 4.20～2020. 4.19	1円
第47回	2012. 6. 5	10,130個	1,013,000株	2016. 4.20～2021. 4.19	1円
第48回	2012. 6. 5	46,277個	4,627,700株	2017. 4.20～2022. 4.19	1円
第49回	2012. 6. 5	1,936個	193,600株	2015.10.20～2021. 4.19	1円
第50回	2012. 6. 5	16,450個	1,645,000株	2016.10.20～2022. 4.19	1円
第51回	2012.11.13	15,394個	1,539,400株	2014.11.13～2019.11.12	298円
第52回	2013. 6. 5	7,678個	767,800株	2014. 4.20～2019. 4.19	1円
第53回	2013. 6. 5	9,677個	967,700株	2015. 4.20～2020. 4.19	1円
第54回	2013. 6. 5	14,461個	1,446,100株	2016. 4.20～2021. 4.19	1円
第55回	2013.11.19	26,812個	2,681,200株	2015.11.19～2020.11.18	824円
第56回	2014. 6. 5	11,403個	1,140,300株	2015. 4.20～2020. 4.19	1円
第57回	2014. 6. 5	19,878個	1,987,800株	2016. 4.20～2021. 4.19	1円
第58回	2014. 6. 5	79,886個	7,988,600株	2017. 4.20～2022. 4.19	1円
第59回	2014. 6. 5	5,106個	510,600株	2015. 3.31～2020. 3.30	1円
第60回	2014. 6. 5	10,088個	1,008,800株	2016. 3.31～2021. 3.30	1円
第61回	2014. 6. 5	91,127個	9,112,700株	2017. 3.31～2022. 3.30	1円
第62回	2014.11.18	26,757個	2,675,700株	2016.11.18～2021.11.17	741円
第63回	2015. 6. 5	17,889個	1,788,900株	2016. 4.20～2021. 4.19	1円
第64回	2015. 6. 5	65,614個	6,561,400株	2017. 4.20～2022. 4.19	1円
第65回	2015. 6. 5	65,269個	6,526,900株	2018. 4.20～2023. 4.19	1円
第66回	2015. 6. 5	3,710個	371,000株	2015.11. 8～2020.11. 7	1円
第68回	2015.11.18	25,710個	2,571,000株	2017.11.18～2022.11.17	805円
第69回	2016. 6. 7	61,675個	6,167,500株	2017. 4.20～2022. 4.19	1円
第70回	2016. 6. 7	61,424個	6,142,400株	2018. 4.20～2023. 4.19	1円
第71回	2016. 6. 7	61,200個	6,120,000株	2019. 4.20～2024. 4.19	1円

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額(1株当たり)
第72回	2016. 6. 7	8,272個	827,200株	2016.10.30～2021.10.29	1円
第73回	2016. 6. 7	4,184個	418,400株	2017. 4.30～2022. 4.29	1円
第74回	2016.11.11	25,594個	2,559,400株	2018.11.11～2023.11.10	593円

- (注)1. 各新株予約権は、すべて現金報酬に代わるストック・オプションとして、金銭による払込みを要しない形で発行しています。
2. 各新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要します。
3. 各新株予約権の一部行使はできません。また、権利行使制限期間中に退職等により役員または使用人の地位を失った場合は、原則として権利を失います。
4. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる普通株式の数は期末日現在の数であります。
5. 第1回ないし第33回、第36回および第67回新株予約権は、権利行使、権利失効および行使期間の終了等により、すべて消滅いたしました。

2. 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

取締役および執行役(社外取締役を除く)					
新株予約権の名称	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の名称	新株予約権の数	保有人数
第42回	41個	1人	第58回	936個	7人
第44回	49個	2人	第59回	206個	3人
第45回	49個	2人	第60回	206個	3人
第46回	49個	2人	第61回	733個	5人
第47回	192個	5人	第63回	761個	5人
第48回	276個	7人	第64回	892個	7人
第52回	261個	4人	第65回	889個	7人
第53回	307個	5人	第69回	1,269個	7人
第54回	571個	6人	第70回	1,264個	7人
第56回	272個	4人	第71回	1,263個	7人
第57回	774個	5人			

- (注) 1. 新株予約権の数は期末日現在の数であります。
2. 社外取締役に対してはストック・オプションを付与しておりません。

3. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

新株予約権の名称	当社使用人(当社の取締役または執行役を兼ねている者を除く)		当社の子会社の取締役、執行役および使用人等(当社の取締役、執行役または使用人を兼ねている者を除く)	
	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の数	保有人数
第69回	982個	10人	60,835個	704人
第70回	978個	10人	60,585個	704人
第71回	972個	10人	60,362個	704人
第72回	1,490個	2人	44,521個	63人
第73回	1,489個	2人	2,695個	4人
第74回	－	－	25,610個	1,141人

(注)新株予約権の数は交付日現在の数であります。

4. その他新株予約権等に関する重要な事項

2017年5月12日、当社はストック・オプションの目的で2017年6月9日を割当日として、第75回から第83回新株予約権を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に発行することを決議いたしました。発行される新株予約権の総数は191,709個で、その目的である普通株式は19,170,900株の予定です。行使価額は1株当たり1円となっております。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

氏名	地位および担当	重要な兼職状況
古賀信行	取締役会長 指名委員(委員長) 報酬委員(委員長)	野村證券株式会社取締役会長(*1) 神奈川開発観光株式会社代表取締役社長
永井浩二	取締役 代表執行役 グループCEO	野村證券株式会社取締役兼代表執行役社長(*1)
尾崎哲	取締役 代表執行役 グループCOO	野村證券株式会社取締役兼代表執行役副社長(*1)
草刈隆郎	社外取締役 指名委員 報酬委員	日本郵船株式会社特別顧問
木村宏	社外取締役 指名委員 報酬委員	日本たばこ産業株式会社顧問 旭硝子株式会社社外取締役 株式会社IHI社外取締役
島崎憲明	社外取締役 監査委員(委員長)	株式会社オートバックスセブン社外取締役 株式会社UKCホールディングス社外取締役 株式会社ロジネットジャパン社外取締役 野村證券株式会社取締役(*1)
兼元俊徳	社外取締役 監査委員	シティユーワ法律事務所オブ・カウンセラ JXホールディングス株式会社社外監査役(*2) 日本テレビホールディングス株式会社社外監査役 株式会社リケン社外取締役
宮下尚人	取締役 監査委員(常勤)	野村アセットマネジメント株式会社取締役(*1) 野村信託銀行株式会社取締役(*1) 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社監査役(*1)
Clara Furse [クララ・ファース]	社外取締役	Amadeus IT Group, S.A. ノン・エグゼクティブ・ディレクター UK Department for Work and Pensions ノン・エグゼクティブ・ディレクター Vodafone Group Plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター
Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	社外取締役	Fullerton Healthcare Corporation Limited ノン・エグゼクティブ・シェアマン Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・シェアマン(*1)
David Benson [デイビッド・ベンソン]	取締役	Nomura Europe Holdings plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター(*1) Nomura International plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター(*1)

(注)1. 期末日現在の状況を記載しております。

- 取締役会長 古賀信行、代表執行役 永井浩二、代表執行役兼代表取締役社長 尾崎哲は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
- 監査委員(委員長)である取締役 島崎憲明は、米国企業改革法に基づく財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査委員会による監査がより実効的に行われることを期待し、野村グループの業務に精通した取締役 宮下尚人を常勤の監査委員として選定しております。

5. *1の記載がある会社は当社の100%子会社(間接所有を含む。)です。
6. 社外取締役の兼職先(*1を除く)と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
7. 当社は、取締役 草刈隆郎、木村宏、島崎憲明、兼元俊徳、宮下尚人、Clara Furse、Michael Lim Choo SanおよびDavid Bensonと会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
8. 2017年4月1日付で、取締役 古賀信行は野村證券株式会社取締役に、取締役 永井浩二は同社取締役会長に、取締役 尾崎哲は同社取締役にそれぞれ就任いたしました。
9. 2017年3月31日をもって、取締役 Clara Furseは、取締役を辞任いたしました。
10. *2の記載のある役職は、当事業年度の終了後、本事業報告作成日現在までの間に退任したもの、または本事業報告作成日現在において退任が予定されているものです。

2. 社外役員に関する事項

(社外役員の活動の状況)

氏名	主な活動状況
草刈 隆郎	当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会5回および報酬委員会3回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
木村 宏	当事業年度に開催された取締役会11回ならびに監査委員退任前に開催された監査委員会5回ならびに指名委員および報酬委員就任後に開催された指名委員会4回および報酬委員会2回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
島崎 憲明	取締役および監査委員就任後に開催された取締役会8回および監査委員会11回のすべてに出席し、長年の企業経営者および国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
兼元俊徳	当事業年度に開催された取締役会11回および監査委員会16回のすべてに出席し、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
Clara Furse [クララ・ファース]	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、ロンドン証券取引所の経営にも携わった金融ビジネスに関する豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。

上記のほか、社外取締役のみをメンバーとする社外取締役会議が開催されており、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について議論を行っております。

3. 執行役の状況

氏名	地位および担当	重要な兼職状況
永井 浩二	取締役 代表執行役 グループCEO	「1. 取締役の状況」参照
尾崎 哲	取締役 代表執行役 グループCOO	「1. 取締役の状況」参照
渡邊 国夫	執行役 アセット・マネジメント部門長	野村アセットマネジメント株式会社取締役、CEO兼執行役社長
永松 昌一	執行役 コーポレート統括	野村證券株式会社執行役 副社長
北村 巧	執行役 財務統括責任者(CFO)	野村證券株式会社執行役
中田 裕二	執行役 グループ・エンティティ・ストラクチャー担当兼Co-CRO	野村證券株式会社執行役 専務 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社取締役

(注)1. 期末日現在の状況を記載しております。

2. 2017年4月1日付で、当社執行役および野村證券株式会社取締役兼代表執行役社長に森田敏夫が就任しております。

(ご参考)2017年4月1日付の執行役の状況は以下のとおりです。

永井 浩二	代表執行役社長	グループCEO	渡邊 国夫	執行役	アセット・マネジメント部門長
尾崎 哲	代表執行役副社長	グループCOO	北村 巧	執行役	財務統括責任者(CFO)
永松 昌一	代表執行役副社長	コーポレート統括	中田 裕二	執行役	グループ・エンティティ・ストラクチャー担当兼Co-CRO
森田 敏夫(新任)	執行役				

4. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

区分	人数(注1)	基本報酬等(注2,3)	賞与	当事業年度以前の継延報酬(注4)	合計
取締役 (うち、社外)	9名 (6名)	315百万円 (146百万円)	94百万円 (—)	88百万円 (—)	497百万円 (146百万円)
執行役	6名	430百万円	379百万円	288百万円	1,098百万円
合計	15名	745百万円	473百万円	376百万円	1,595百万円

- (注)1. 期末日現在の人員は、取締役9名、執行役6名です。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。
2. 基本報酬等の額745百万円には、その他の報酬(通勤定期券代等)として支給された報酬69百万円が含まれております。
3. 基本報酬等のほかに、社宅関連費用(社宅課税額および課税調整額等)として24百万円を支給しております。
4. 当事業年度以前に付与された継延報酬(ストック・オプション等)のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額をここに示しております。
5. 上記のほか、当事業年度において社外取締役に対し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計47百万円支給しております。
6. 当社は2001年に退職慰労金制度を廃止しております。

5. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容に関する事項

(1) 方針の決定の方法

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を決定しております。

(2) 野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループがグローバルな競争力を備えた金融サービス・グループとして確固たる地位を築く上で、最大の財産となるのは人材である。優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、グループの役員および社員に関する「報酬の方針」を定める。これにより、グループの持続的な成長を達成し、株主価値の長期的な増大を実現し、顧客に付加価値をもたらし、グローバルな競争力を発揮し、ひいては野村の評価を高めることが可能になるとを考えている。

「報酬の方針」は次の6つのポイントからなる。

① 野村が重視する価値および戦略との合致

- ・野村グループの戦略目標に即した成果に結びつくように報酬を設計する。
- ・報酬の水準と体系は、各ビジネスラインのニーズを踏まえ、マーケットにおける優秀な人材の確保に有効なものとする。

・野村の重視する価値の支えとなる人材を育成する。

② 会社、部門、個人の業績の反映

- ・「ペイ・フォー・パフォーマンス(業績に応じた支払い)」等を基本的な原則とし、個人の属性にかかわらず、優秀な人材に対し動機付け、報いていく。
- ・グループ全体の業績を勘案するとともに、持続的な成長、コワーク、顧客志向の考え方を重視しながら、全体の報酬をコントロールする。これにより、戦略的な投資を適切に管理しつつ、マーケットにおいて競争力のある報酬慣行を維持する。
- ・個人の報酬については、グループ全体、部門および個人の業績を適切に反映しながら、ビジネス戦略およびマーケット動向を踏まえて決定する。
- ・個人の報酬決定の基礎となるのは、有効かつ厳密な業績評価のプロセスおよびそれを支えるシステムである。

③ リスクを重視した適切な業績測定

- ・報酬は収入のみで決定されるものではない。野村の経営情報および業績評価のシステムとプロセスにおいては、リスク調整後の利益を重視していく考えである。
- ・また、業績評価にあたり、部門を超えたコワーク、リスク管理、野村の重視する価値との整合性、コンプライアンス等の定性的な要因も重視する。
- ・業績を測定する際には、各ビジネスのニーズを反映し、またビジネスに付随するリスクを考慮する。リスクには、マーケット・リスク、クレジット・リスク、オペレーションナル・リスク、流動性リスク等が含まれる。
- ・報酬決定のためにリスクを評価し、測定するにあたっては、リスク管理部門および財務部門の意見およびアドバイスを得るものとする。

④株主との利益の一一致

- ・グループの経営幹部および高額報酬の社員の報酬は、株主価値とリンクした経営指標の達成度合いを反映すべきである。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員に対しては、報酬の一部を株式関連報酬とし、かつ適当な権利制限期間を設けることにより、株主との利益の一一致を図る。

⑤適切な報酬体系

- ・報酬体系は人材の成長・発展を促すものでなければならぬ。それは実力主義に基づき、業績を反映し、かつ常に公正さが保たれていなければならない。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員については、報酬の相当部分を繰延払いとし、短期的な利益とより長期的なグループ経営とのバランスを保つものとする。
- ・繰延べられた報酬は、重大な収益の変更やその他野村のビジネスに大きな損害を及ぼす事態が起きた場合には、没収または「クローバック」に服するものとすべきである。
- ・報酬が高いほど繰延払いの比率は高くなる。また、繰延べられた報酬の一部は、適当な権利制限期間のある株式関連報酬等、中長期的なインセンティブプランの形で支払う。
- ・賞与・報酬額の保証は、新規採用や戦略的な事業目的等の限られた場合でのみ行うものとする。また、複数年の保証は原則的には行わないようとする。
- ・経営幹部に対する特別または高額な退職金または退職(セベランス)パッケージの保証は行わないものとする。
- ・会社として全ての業務分野を尊重し、組織および規制当局・政府のニーズを踏まえた報酬の支払体系を構築すべく努力する。

⑥ガバナンスとコントロール

- ・本方針の制定および改廃は、非常勤の社外取締役が過半を占める野村ホールディングスの報酬委員会の承認を必要とする。
- ・野村ホールディングスの取締役および執行役の報酬に関する方針ならびに個別の額については、本方針に沿った範囲で、野村ホールディングスの報酬委員会が決定する。
- ・経営幹部の契約について、本方針に沿った内容となっているかどうかを確認・承認するプロセスを全社ベースで導入する。ここでは人事部門が事務局機能を果たし、財務部門、リスク管理部門、地域の報酬委員会の関与も得ながら、内容を経営会議でレビューするものとする。
- ・リスク管理部門およびコンプライアンス部門の社員の報酬は、ビジネス部門から独立して決定されるものとする。
- ・報酬委員会は、報酬体系および水準を議論するにあたっては、必要に応じて専門機関のアドバイスを受けるものとする。

(3)取締役および執行役にかかる報酬の方針

取締役および執行役にかかる報酬の方針は以下のとおりです。

取締役および執行役の報酬は、ベースサラリー、年次賞与、長期インセンティブプランで構成されるものとする。

①ベースサラリー

- ・ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職務ならびに関連する業界の水準等を参考に決定する。

・ベースサラリーの一部を株式関連報酬の形で支払うことがある。この場合、株式関連報酬には一定の権利行使制限期間を設けることにより、株主との中長期的な利益の一致を図るものとする。

②年次賞与

- ・年次賞与は、グループ全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定する。
- ・年次賞与の水準に応じて、一部の支払いを将来に繰延べることがある。また、株主との中長期的な利益の一致を図るため、繰延べた賞与の一部を現金ではなく、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬で支払うことがある。このように繰延べた報酬については、一定の事由に該当する場合、支給しない、ないし没収する場合がある。

③長期インセンティブプラン

- ・個人毎の職務および業績に応じて長期インセンティブプランを提供することがある。
- ・長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。また、その支払い形態としては、株主との中長期的な利益の一致を図るために、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬等を利用する。

V. 会計監査人に関する事項

1. 名称 新日本有限責任監査法人

2. 報酬の額等

項目	支払額
(1) 報酬等の額	836百万円
(2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,305百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。
4. 監査委員会は、財務統括責任者(CFO)、社内関係部署および会計監査人から必要な資料入手し報告を受け、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況および報酬見積りの算出根拠等について確認しました。また、監査委員会は、米国企業改革法(サーベンス・オクスリー法)第202条等に基づく事前承認手続きを行っております。監査委員会は、これらの確認および手続きの結果を踏まえ、会計監査人の報酬等について検証を行い、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。

この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。

(2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

4. 会計監査人が過去二年間に業務停止処分を受けた場合の処分に関する事項

金融庁が、2015年12月22日付で発表した処分の概要

(1) 処分対象

新日本有限責任監査法人(所在地：東京都千代田区)

(2) 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(2016年1月1日から同年3月31日まで)

・業務改善命令(業務管理体制の改善)

※あわせて2016年1月22日に、約21億円の課徴金納付

命令の決定

(3) 処分理由

・新日本有限責任監査法人(以下「当監査法人」という)は、株式会社東芝の2010年3月期、2012年3月期および2013年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容および当期における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

<野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制>

当社は、当社および野村グループの業務の適正を確保するため、以下の体制(以下「内部統制システム」という)を取締役会において定め、定期的にこれを評価し、必要な場合には見直しを行う。取締役会は、取締役および執行役の職務の執行の監督および野村グループの経営の基本方針の策定等を通じて業務の適正を確保するほか、執行役による内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じてその改善を求める。

さらに、取締役会は、顧客の利益の重視・社会的使命の十分な自覚・法令等の遵守・社会貢献活動への取組みなど、野村グループの役職員すべてが遵守すべき行動規範として「野村グループ倫理規程」を定め、これを徹底させるものとする。

< I. 監査委員会に関する事項>

監査委員会は、法令に定める権限行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、野村グループの業務の適正の確保に資するものとする。

1. 職務を補助する取締役および使用人

- (1) 取締役会は、執行役を兼務しない常勤の取締役の中から、「監査特命取締役」を任命することができる。監査特命取締役は、監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役および執行役の職務の執行の監督を効果的に行うため、監査委員会の指示に従って職務を行う。
- (2) 監査委員会および取締役の職務を補助するため、取締役会室を置く。取締役会室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行う。取締役会室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を得なければならない。

〈運用状況の概要〉

当社は、取締役への情報提供をさらに充実させるための取組みを進めております。当期は、従来監査委員会の職務を補助する部署として設置しておりました「グループ監査業務室」を「取締役会室」に改組し、その機能を取締役一般の職務の補助に拡充いたしました。取締役会室の業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は監査委員会が選定する監査委員が行っております。

2. 野村グループの監査体制

- (1) 当社は、監査委員会が子会社の監査委員会等と連携して監査を実施することができるよう、持株会社である当社を中心としたグループ監査体制を構築する。
- (2) 監査委員会は、必要に応じて子会社の監査委員会等と

連携し、野村グループの業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。

〈運用状況の概要〉

当社の監査委員会は、原則として子会社である野村證券の監査委員会と合同で開催しております。さらに、国内の子会社の監査役や監査委員を、当社の常勤監査委員や野村證券の監査特命取締役等が兼務することで密接に連携を図っております。また、野村グループでは海外3地域(欧州、米州、アジア)のそれぞれを統括する持株会社に監査委員会を設けており、当社の監査委員会はそれらの長と各地域の監査業務上の課題や問題意識に関する情報共有を行っております。

3. 監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査委員会の選定する監査委員または監査特命取締役は、経営会議等重要な会議に出席または陪席することができる。
- (2) 監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人から、期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果、財務報告に係る内部統制の状況について説明を求めることができる。また、監査委員および監査特命取締役は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人と必要に応じて意見交換を行うことができる。
- (3) 監査委員会が選定する監査委員は、必要に応じて自らまたは他の監査委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社または当社の子会社に対する実査を行うことができる。

(4)監査委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

〈運用状況の概要〉

監査委員会の選定する監査委員は、経営会議や内部統制委員会等の重要な会議に出席または陪席しております。

監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人である新日本有限責任監査法人から期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果および財務報告に係る内部統制の状況について直接説明を受けております。加えて、監査委員が必要に応じて会計監査人に意見を求めるなど、会計監査人と意見交換を行っております。

また、監査委員は、自ら野村證券の営業店等の往査、野村證券以外の子会社往査を行っているほか、子会社往査を行った野村證券の監査委員または監査特命取締役から報告を受けております。

なお、監査委員会は、外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて当該弁護士に専門的意見を求めることができる体制を整えております。

(2)監査委員会は、監査委員の内部統制委員会への出席、内部監査の実施状況等に関する報告の聴取、内部監査に係る実施計画の変更・追加監査の実施・改善策の策定等に関する勧告等の活動を通じて、内部監査部門と連携を図るものとする。

〈運用状況の概要〉

監査委員が出席する内部統制委員会は、野村グループの業務運営体制に係る内部統制の整備および評価に関する基本事項ならびに企業行動の適正化に関する事項について審議・決定しております。

また、監査委員会は、内部監査を担当する執行役員から直接または監査委員を通じて、内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況等について適宜報告を受けるなど、内部監査部門との連携を行っております。

Ⅱ. 執行役に関する事項

1. コンプライアンス体制

(1)野村グループ倫理規程の遵守および徹底

執行役は、「野村グループ倫理規程」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進するとともに、執行役員および使用人に對し同規程の周知を図り、その遵守を徹底する。

(2)コンプライアンス体制の整備

執行役は、コンプライアンスに関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループにおけるコンプライアンス体制の整備に努めるものとする。また、社会倫理および社会正義に照らして疑義があると思料する事案に関する是正対応、ならびに遵法精神お

4. 内部監査部門との連携

(1)内部監査に係る実施計画および予算の策定ならびに内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会または監査委員会の選定する監査委員の同意を得なければならない。

より社会常識を踏まえた使用人による業務の取組みを徹底するための業務管理者等、コンプライアンス責任者を野村グループ各社に置き、もって法令諸規則等を遵守した職務の執行を推進する。

(3) コンプライアンス・ホットライン

- ① 執行役は、野村グループにおける会計および会計監査に関する事項を含む法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が、当社の取締役会において指名する者に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ② 執行役は、コンプライアンス・ホットラインに対する匿名の通報および通報内容の機密保持を保障する。

(4) 反社会的勢力との関係断絶

野村グループは反社会的勢力または団体との一切の取引を行わないものとし、執行役はそのために必要な体制の整備を行う。

〈運用状況の概要〉

野村グループの役職員は、毎年1回、グループのコンプライアンスの基本方針を規定する「野村グループ倫理規程」の遵守を宣誓しております。また、「野村『創業理念と企業倫理』の日」を定め、創業の精神に基づく企业文化と企業倫理を再確認しております。

当社では、「組織規程」および「グループ・コンプライアンス規程」に基づき、グループ・コンプライアンス統括責任者を選任し、それを補助するグループ・コンプライアンス部を設置しております。また、グローバルなビジネス展開に対応した内部管理体制の強化、および海外

拠点を含むグループ各社におけるコンプライアンス体制の整備・維持のため、各社にコンプライアンス責任者を設けております。

社員が法令違反の疑いのある行為等に気付いた場合には、その情報を社外取締役を含む通報受領者に直接提供する手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、社員に周知しております。情報提供の手段は問わず、匿名での情報提供も可能とされ、情報提供に関する秘密は厳守しております。

野村グループでは、「野村グループ倫理規程」の中で、反社会的勢力との一切の取引を行わない旨を定めており、反社会的勢力との関係をすべて遮断することを基本方針としております。これに則り、組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、関連情報の収集・蓄積および厳格な管理を行うと同時に、弁護士や警察等と適宜相談・連携しながら、反社会的勢力を排除し、適正な企業行動を確保するための対応を行っております。

2. リスク管理体制

- (1) 執行役は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーション・リスク等を中心とする、野村グループの業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、野村グループ各社においてその把握と管理に努める。
- (2) 執行役は、リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループのリスク管理の実効性を維持する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 執行役は、野村グループにおけるリスク管理体制の整備

状況について統合リスク管理会議に報告する。統合リスク管理会議においては、当該報告に基づき野村グループ全体におけるリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために、適切な対策を講じる。

(4)執行役は、自然災害またはシステム・ダウン等の危機に対する予防措置および緊急時の対策等の基本原則を定めることにより、危機を予防または回避し、顧客および野村グループの役職員の安全確保、営業資産の保全、ならびに被害の軽減および早期復旧を図る体制を整備する。

〈運用状況の概要〉

野村グループでは、規制上の資本、流動性、業務環境を踏まえ、経営理念、戦略的目標および事業計画の達成のために許容するリスクの内容をリスク・アペタイトとして定めて野村グループの事業遂行に伴うリスクを把握・管理しております。

リスク管理に関する基本原則、枠組みおよびガバナンスを規定し、もって野村グループの適切なリスク管理および財務の健全性確保に資することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。リスク管理を担当する部署は、ビジネスの執行を行う部署から独立した組織として構成され、リスク管理全般を統括するチーフ・リスク・オフィサー (CRO) の指揮に基づき、業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理を行っております。

業務運営から生じるリスクは、リスク・アペタイトの範囲内に抑制するという基本方針のもと、経営会議または経営会議から委任を受けた統合リスク管理会議が、リスク管理に関する重要事項を審議し、決定しております。

また、当社は、野村グループにおける危機管理の基本原則を「野村グループ危機管理規程」に定めております。当社は、同規程に基づき、国内外グループ各社の危機管理責任者で構成され、経営会議に報告を行う野村グループ危機管理委員会を設置し、危機管理および業務継続にかかる対応を行う体制を整備しております。その他、危機管理委員会事務局は、緊急時に野村グループ全役職員の安否を把握できるよう、平時から安否確認訓練、防災訓練、業務継続訓練等を継続的に実施し、危機管理意識の醸成と有事対応体制の維持強化を図っております。

3. 職務執行に関する報告体制

(1)執行役は、取締役会に対し、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行うほか、野村グループの役職員による報告体制を整備する。

(2)執行役は、定期的に監査委員会に対して直接、または監査委員もしくは監査特命取締役を通じて以下に掲げる事項を報告する。

- ①内部監査の実施状況およびその結果ならびに改善状況
- ②コンプライアンス体制の整備運用状況
- ③リスク管理状況
- ④四半期毎の決算の概要および重要事項(重要な会計方針の選択または適用に関する事項ならびに財務報告に関する内部統制手続に関する事項を含む。)
- ⑤コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容

(3)執行役、執行役員および使用人は、監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役からその職務の執

行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。

(4)取締役、執行役および執行役員は、以下に掲げる事項を知った場合、直ちに監査委員または監査特命取締役に報告を行う。また、当該事項を知った者が執行役または執行役員である場合は、同時に経営会議に対しても報告を行う。経営会議は当該事項について審議を行い、必要と認める場合、その結果に基づき、適切な対策を講じるものとする。

- ①野村グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項
- ②野村グループ各社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
- ③規制当局からの命令その他野村グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実

(5)当社は、野村グループの役職員が前項各号に掲げる事項を発見した場合、直ちに、監査委員または監査特命取締役に対して、直接または間接に報告が行われる体制を整備するものとする。

(6)当社は、前二項に規定する報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、必要な措置を講じるものとする。

〈運用状況の概要〉

執行役は、毎回の取締役会において経営会議の審議状況、グループの財務状況、各部門における業務執行の状況について報告を行っております。また、執行役は、監査委員会に対して直接、または監査委員を

通じて各々の業務執行状況等について報告しております。加えて、執行役、執行役員および使用人は、監査委員からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項について速やかに報告を行っております。

当社は、野村グループの全役職員に対して、法令や社内規定に違反する疑いのある行為等を発見した場合は、速やかに各社所定の者に報告を行わなければならないことを、定期的に周知、徹底しております。また、野村グループでは、「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン運営規程」、「野村グループ倫理規程」等により、当該報告を行ったことを理由とする解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いを禁止しているほか、野村グループの全役職員に対して、そのような不利益な取扱いが禁止されていることを周知、徹底しております。

4. 職務執行の効率性を確保するための体制

- (1)執行役は、取締役会において定められた経営機構および執行役の職務分掌に基づいて野村グループの経営戦略および業務執行の決定ならびに業務執行を行う。
- (2)執行役は、執行役員の職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって効率的な職務執行体制および職務の執行の責任体制を確立する。
- (3)取締役会決議に基づき執行役に業務の執行の決定を委任された事項のうち、一定の重要事項については、経営会議等の会議体における審議・決定、または稟議手続を経て決定する。

(4) 経営会議は、各部門および各地域の事業計画ならびに予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定または見直しを行い、野村グループの効率的な運営を確保する。

〈運用状況の概要〉

当社における業務執行の決定は、法令の定める範囲内で、取締役会から権限を委譲された執行役が機動的・効率的に行うこととしております。また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受けた執行役員が個々の担当分野のビジネス、オペレーションを担っております。

取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については経営会議、統合リスク管理会議、内部統制委員会等の会議体を設置し、審議・決定しております。これらの会議体での審議状況について、取締役会は、各会議体から3ヵ月に1回以上の報告を受けております。経営会議は、経営戦略および予算ならびに経営資源の配分をはじめとする、野村グループの経営に係る重要事項について審議・決定しております。

(2) 執行役は、財務情報を含む野村グループの非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進し、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するための体制を整備する。

〈運用状況の概要〉

重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書(電磁的記録を含む。)については、いずれも関係法令および関連する社内規定に従って適切に保管しており、閲覧可能な状態を維持しております。

野村グループでは、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するため、金融商品取引法や取引所規則等の適時開示に係る関連法規則を遵守し、野村グループ各社に関する非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進することを基本方針としております。上記方針のもと、当社では「野村グループ 情報開示に関するグローバル指針」を制定し、同指針に基づき情報開示委員会を設置しております。グループ広報担当執行役員を委員長とする同委員会は、「野村グループ 情報開示に関するグローバル指針」の内容を役職員に周知、徹底しているほか、情報開示に関するガイドラインを策定・実施するなど、公平かつ適時・適切な情報開示を行う体制を整備しております。

5. 情報の保存および管理に関する体制

(1) 執行役は、重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書(電磁的記録を含む。)について、関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

6. 内部監査体制

(1) 執行役は、内部監査を担当する部署を設置し、内部監査を実施することにより、野村グループの業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性を確保する。

- (2) 内部統制委員会は、野村グループの内部統制に係る基
本事項、内部監査に係る年次計画、実施状況およびそ
の結果について審議または決定する。
- (3) 執行役は、内部統制委員会に対し、野村グループにおける内部監査の実施状況およびその結果について、3ヵ月に1回以上報告を行う。

〈運用状況の概要〉

内部統制の有効性および妥当性を確保するため、当社にグループ・インターナル・オーディット部を、傘下の主要な子会社にも内部監査の専任部署を設置しております。これらの内部監査部門が業務執行から独立して内部監査を行い、業務改善の勧告、提言等を行っております。内部監査の実施状況は、監査委員も出席する内部統制委員会に報告され、内部統制委員会の内容は取締役会に対して報告されております。

〈Ⅲ. 野村グループの内部統制システム〉

- (1) 執行役は、野村グループ各社に対して当社の内部統制システムの内容を徹底のうえ、自社の実情を踏まえた内部統制システムの整備を行わせることにより、野村グループの業務の適正を確保する。
- (2) 執行役は、I～IIIに定める各体制の整備を含め、当社の財務報告に係る内部統制の有効性を確保する。

〈運用状況の概要〉

当社は、内部統制システムの改正のつど、改正内容および趣旨を野村グループ各社に徹底し、各社の実情に合わせた内部統制システムを整備するよう指導しております。また、当社は、重要な子会社を含めて財務報告上のリスクを把握し、それを踏まえて財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を行っております。これらの整備・運用状況については、内部監査部門による評価ならびに監査法人の監査および評価を受けております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

第113期末連結貸借対照表 (前期数値はご参考)

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2017年3月31日)	前 期 (2016年3月31日)	科 目	当 期 (2017年3月31日)	前 期 (2016年3月31日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 ・ 預 金	2,972,088	3,898,843	短 期 借 入	543,049	662,902
現 金 よ び 現 金 同 等 物	2,536,840	3,476,261	支 払 債 務 お よ び 受 入 預 金	3,708,435	4,249,118
定 期 預 金	207,792	196,632	顧 客 に 対 す る 支 払 債 務	1,005,670	688,196
取 引 所 預 託 金 お よ び そ の 他 の 顧 客 分 別 金	227,456	225,950	顧 客 以 外 に 対 す る 支 払 債 務	1,569,922	1,337,931
貸 付 金 お よ び 受 取 債 権	3,097,428	2,969,578	受 入 銀 行 預 金	1,132,843	2,222,991
貸 付 金	1,875,828	1,605,603	担 保 付 調 達	19,061,091	16,605,591
顧 客 に 対 す る 受 取 債 権	148,378	210,844	買 戻 条 件 付 売 却 有 価 証 券	17,095,898	14,192,309
顧 客 以 外 に 対 す る 受 取 債 権	1,076,773	1,156,608	貸 付 有 価 証 券 担 保 金	1,627,124	1,937,009
貸 倒 引 当 金	△3,551	△3,477	そ の 他 の 担 保 付 借 入	338,069	476,273
担 保 付 契 約	18,729,825	15,077,660	ト レ ー デ イ ン グ 負 債	8,191,794	7,499,335
売 戻 条 件 付 買 入 有 価 証 券	11,456,591	9,205,165	そ の 他 の 負 債	1,308,510	1,200,647
借 入 有 価 証 券 担 保 金	7,273,234	5,872,495	長 期 借 入	7,195,408	8,129,559
ト レ ー デ イ ン グ 資 産 お よ び プ ラ イ ベ ト ・ エ ク イ テ ィ 投 資	15,192,364	16,410,002	負 債 合 計	40,008,287	38,347,152
ト レ ー デ イ ン グ 資 産	15,165,310	16,379,424	コ ミ ッ ト メ ン ト お よ び 偶 発 事 象		
プ ラ イ ベ ト ・ エ ク イ テ ィ 投 資	27,054	30,578	(資 本 の 部)		
そ の 他 の 資 産	2,860,373	2,734,084	資 本 金	594,493	594,493
建 物 、 土 地 、 器 具 備 品 お よ び 設 備 (2017年3月31日現在445,000百万円、 2016年3月31日現在402,599百万円 の減価償却累計額控除後)	349,696	355,507	授 権 株 式 数 6,000,000,000 株		
ト レ ー デ イ ン グ 目 的 以 外 の 負 債 証 券	775,025	870,812	発 行 済 株 式 数		
投 資 持 分 証 券	146,730	137,970	(自 己 株 式 控 除 後)		
関 連 会 社 に 対 す る 投 資 お よ び 貸 付 金	420,116	395,284	2017年3月31日現在 3,822,562,601 株		
そ の 他	1,168,806	974,511	2016年3月31日現在 3,822,562,601 株		
資 产 合 計	42,852,078	41,090,167	資 本 剰 余 金	681,329	692,706
			利 益 剰 余 金	1,663,234	1,516,577
			累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	33,652	44,980
			自 己 株 式 (取 得 価 額)	△ 182,792	△ 148,517
			自 己 株 式 数		
			2017年3月31日現在 294,133,150 株		
			2016年3月31日現在 214,170,602 株		
			当 社 株 主 資 本 合 計	2,789,916	2,700,239
			非 支 配 持 分	53,875	42,776
			資 本 合 計	2,843,791	2,743,015
負 債 ・ 資 本 合 計	42,852,078	41,090,167	負 債 ・ 資 本 合 計	42,852,078	41,090,167

第113期連結損益計算書(前期数値はご参考)

(単位:百万円)

科 目	当 期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	前 期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)
委託・投信募集手数料	327,129	431,959
投資銀行業務手数料	92,580	118,333
アセットマネジメント業務手数料	216,479	229,006
トレーディング損益	475,587	354,031
プライベート・エクイティ投資関連損益	1,371	13,761
金融収益	441,036	440,050
投資持分証券関連損益	7,708	△ 20,504
その他の	153,626	156,460
収 益 合 計	1,715,516	1,723,096
金融費用	312,319	327,415
収益合計(金融費用控除後)	1,403,197	1,395,681
人 件 費	496,385	574,191
支 払 手 数 料	94,495	123,881
情報・通信関連費用	175,280	189,910
不動産関係費	69,836	78,411
事業促進費用	35,111	35,892
その他の	209,295	228,238
金融費用以外の費用計	1,080,402	1,230,523
税引前当期純利益	322,795	165,158
法人所得税等	80,229	22,596
当期純利益	242,566	142,562
差引: 非支配持分に 帰属する当期純利益	2,949	11,012
当社株主に帰属する当期純利益	239,617	131,550

第113期連結資本勘定変動表(前期数値はご参考)

(単位:百万円)

科 目	当 期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	前 期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)
資 本 金		
期 首 残 高	594,493	594,493
期 末 残 高	594,493	594,493
資 本 金		
期 首 残 高	692,706	683,407
新株予約権の付与および行使 関連会社の子会社に対する持分変動	△ 11,377	4,127 5,172
期 末 残 高	681,329	692,706
利 益 剰 余 金		
期 首 残 高	1,516,577	1,437,940
会計原則の変更による累積的影響額(1)	△ 19,294	—
当社株主に帰属する当期純利益	239,617	131,550
現 金 配 当 金	△ 70,810	△ 46,797
自 己 株 式 売 却 損 益	△ 2,856	△ 6,116
期 末 残 高	1,663,234	1,516,577
累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益		
為替換算調整額		
期 首 残 高	53,418	133,371
当 期 純 变 動 額	△ 5,651	△ 79,953
確 定 給 付 年 金 制 度	47,767	53,418
期 首 残 高	△ 33,325	△ 15,404
年 金 債 務 調 整 額	△ 7,695	△ 17,921
期 末 残 高	△ 41,020	△ 33,325
トレーディング目的以外の有価証券		
期 首 残 高	24,887	25,772
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	△ 4,543	△ 885
期 末 残 高	20,344	24,887
自 己 ク レ ジ シ ッ ツ 調 整 額		
期 首 残 高	—	—
会計原則の変更による累積的影響額(1)	19,294	—
自 己 ク レ ジ シ ッ ツ 調 整 額	△ 12,733	—
期 末 残 高	6,561	—
期 末 残 高	33,652	44,980
自 己 株 式		
期 首 残 高	△ 148,517	△ 151,805
取 得 得 失 却	△ 61,338	△ 20,002
従業員に対する発行株式	1	1
その他の増減(純額)	25,796 1,266	23,296 △ 7
期 末 残 高	△ 182,792	△ 148,517
当 社 株 主 資 本 合 計	2,789,916	2,700,239
非 支 配 持 分		
期 首 残 高	42,776	37,172
会計原則の変更による累積的影響額(2)	11,330	—
現 金 配 当 金	△ 1,781	△ 9,978
非支配持分に帰属する当期純利益	2,949	11,012
非支配持分に帰属する累積的その他の包括利益		
為替換算調整額	△ 40	△ 1,140
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	△ 2,057	△ 525
子会社株式の購入・売却等(純額)	△ 14	500
その他の増減(純額)	712	5,735
期 末 残 高	53,875	42,776
資 本 合 計	2,843,791	2,743,015

(1)「会計原則の変更による累積的影響額」は会計基準アップデート(以下「ASU」)第2016-01号「金融資産および金融負債の認識と測定」に関連する初年度適用期首残高調整額です。

(2)「会計原則の変更による累積的影響額」はASU第2015-02号「連結分析の変更」(以下「ASU2015-02」)に関連する初年度適用期首残高調整額です。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月12日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 浦	昇	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深 田	豊 大	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 桐	徹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津 村	健二郎	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第113期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度にかかる連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

第113期事業報告「Ⅲ-4. その他新株予約権等に関する重要な事項」に記載のとおり、2017年5月12日、当社はストック・オプションの目的で新株予約権を当社の役員および使用人等ならびに子会社の役員および使用人等に発行することを決議しております。

2017年5月15日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島崎憲明

監査委員 兼元俊徳

監査委員 宮下尚人

(注)島崎憲明および兼元俊徳は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第113期末貸借対照表(2017年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,121,322	流動負債	1,115,352
現金および預金	1,902	短期借入金	745,300
金銭の信託	77	1年内償還予定の社債	171,999
短期貸付金	3,025,884	貸借取引担保金	100,361
未収入金	23,766	未払法人税等	424
繰延税金資産	907	賞与引当金	1,860
その他の	68,785	その他の	95,408
固定資産	3,302,546	固定負債	2,781,754
有形固定資産	29,360	社債	983,296
建物	11,063	長期借入金	1,797,117
器具備品	11,896	その他の	1,341
土地	6,402	負債合計	3,897,106
無形固定資産	108,063	純資産の部	
ソフトウエア	108,063	科	目
その他の	0	株主資本	2,429,524
投資その他の資産	3,165,122	資本金	594,493
投資有価証券	141,255	資本剰余金	559,676
関係会社株式	2,320,920	資本準備金	559,676
その他の関係会社有価証券	5,953	利益剰余金	1,457,389
関係会社長期貸付金	574,083	利益準備金	81,858
長期差入保証金	25,342	その他利益剰余金	1,375,531
繰延税金資産	62,943	繰越利益剰余金	1,375,531
その他の	34,649	自己株式	△182,034
貸倒引当金	△23	評価・換算差額等	61,006
		その他有価証券評価差額金	49,108
		繰延ヘッジ損益	11,898
		新株予約権	36,231
		純資産合計	2,526,761
資産合計	6,423,868	負債・純資産合計	6,423,868

第113期損益計算書(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
営業収益	437,187
資産利用料	112,146
不動産賃貸収入	30,598
商標使用料	24,444
関係会社受取配当金	193,839
関係会社貸付金利息	64,470
その他の売上高	11,692
営業費用	213,435
人件費	19,404
不動産関係費	38,094
事務費	53,886
減価償却費	44,450
租税公課	1,900
その他の経費	5,481
金融費用	50,220
営業利益	223,753
営業外収益	5,584
営業外費用	20,115
経常利益	209,221
特別利益	6,725
関係会社株減資払戻差額	4,620
関係会社株式清算益	150
投資有価証券売却益	1,152
固定資産売却益	4
新株予約権戻入益	799
特別損失	820
子会社株式清算損	36
投資有価証券売却損	60
投資有価証券評価損	13
固定資産除却損	712
税引前当期純利益	215,126
法人税、住民税および事業税	5,988
法人税等調整額	3,202
当期純利益	205,936

第113期株主資本等変動計算書(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
株主資本		
資本金		
当期首残高	594,493	
当期末残高		594,493
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	559,676	
当期末残高		559,676
資本剰余金合計		
当期首残高	559,676	
当期末残高		559,676
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	81,858	
当期末残高		81,858
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,215,789	
当期変動額		
剰余金の配当	△42,833	
当期純利益	205,936	
自己株式の処分	△3,362	
当期変動額合計		
当期末残高	1,375,531	
利益剰余金合計		
当期首残高	1,297,647	
当期変動額		
剰余金の配当	△42,833	
当期純利益	205,936	
自己株式の処分	△3,362	
当期変動額合計		
当期末残高	159,741	
新株予約権		
当期首残高		
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		
当期変動額合計		
当期末残高		
自己株式		
当期首残高	△146,493	
当期変動額		
自己株式の取得	△61,338	
自己株式の処分	25,797	
当期変動額合計		
当期末残高	△35,541	
	当期末残高	1,457,389

科 目	金 額	
株主資本合計		
当期首残高	2,305,324	
当期変動額		
剰余金の配当	△42,833	
当期純利益	205,936	
自己株式の取得	△61,338	
自己株式の処分	22,436	
当期変動額合計		
当期末残高	124,200	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	42,211	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,897	
当期変動額合計		
当期末残高	49,108	
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	25,722	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△13,824	
当期変動額合計		
当期末残高	△13,824	
評価・換算差額等合計		
当期首残高	67,933	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,927	
当期変動額合計		
当期末残高	61,006	
新株予約権		
当期首残高	47,904	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△11,672	
当期変動額合計		
当期末残高	36,231	
純資産合計		
当期首残高	2,421,160	
当期変動額		
剰余金の配当	△42,833	
当期純利益	205,936	
自己株式の取得	△61,338	
自己株式の処分	22,436	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△18,599	
当期変動額合計		
当期末残高	105,601	
	当期末残高	2,526,761

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月12日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 浦 昇	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深 田 豊 大	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 桐 徹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津 村 健二郎	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2016年4月1日から2017年3月31までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第113期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と連係の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用者等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号口およびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用者等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役、執行役員、監査委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

第113期事業報告「Ⅲ-4. その他新株予約権等に関する重要な事項」に記載のとおり、2017年5月12日、当社はストック・オプションの目的で新株予約権を当社の役員および使用人等ならびに当社子会社の役員および使用人等に発行することを決議しております。

2017年5月15日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島崎憲明 

監査委員 兼元俊徳 

監査委員 宮下尚人 

(注) 島崎憲明および兼元俊徳は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

MEMO

株主メモ

株式事務のご案内

- ・事業年度：4月1日～翌年3月31日
- ・定時株主総会：毎年6月中に開催
- ・株主名簿管理人/特別口座管理機関
三菱UFJ信託銀行
(連絡先)

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-232-711(東京)
0120-094-777(大阪)
【受付時間 平日 9:00～17:00】

- ※ 株主様の各種お手続き(住所変更、配当金の振込指定、
単元未満株式の貢取・貢増請求など)については、
株式をお預けの証券会社等にお問い合わせください。
- ※ 特別口座に記録された株式に関するお手続きについては、
上記の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

詳しくは、野村グループホームページをご覧ください。



113期 期末配当金のお支払いについて

第113期 期末(2017年3月31日基準日)配当金につきましては、2017年6月1日(木)よりお支払いを開始いたします。
「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、
2017年7月7日(金)までに、最寄りのゆうちょ銀行本支店
および郵便局などにてお受け取りください。

配当金の口座振込みについて

配当金のお受け取りは、口座振込みが便利です。
口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始
日に、ご指定の口座にて確実にお受け取りいただけます。

- ①証券会社で受け取る
株式をお預けの証券会社の口座で、お預けの株式の
配当金をお受け取りいただけます。
- ②銀行口座で受け取る
ご指定の銀行口座で配当金をお受け取りいただけます。

配当金のお受け取り方法のご変更につきましては、
左記の案内もご参照いただき、お取引の証券会社にて
ご確認の上、お手続きください。

株式の税務関係のお手続きでマイナンバー（個人番号）が
必要となります。法令で定められている期間までに株式を
お預けの証券会社等へお届けください。

株主総会に関するお問い合わせ先

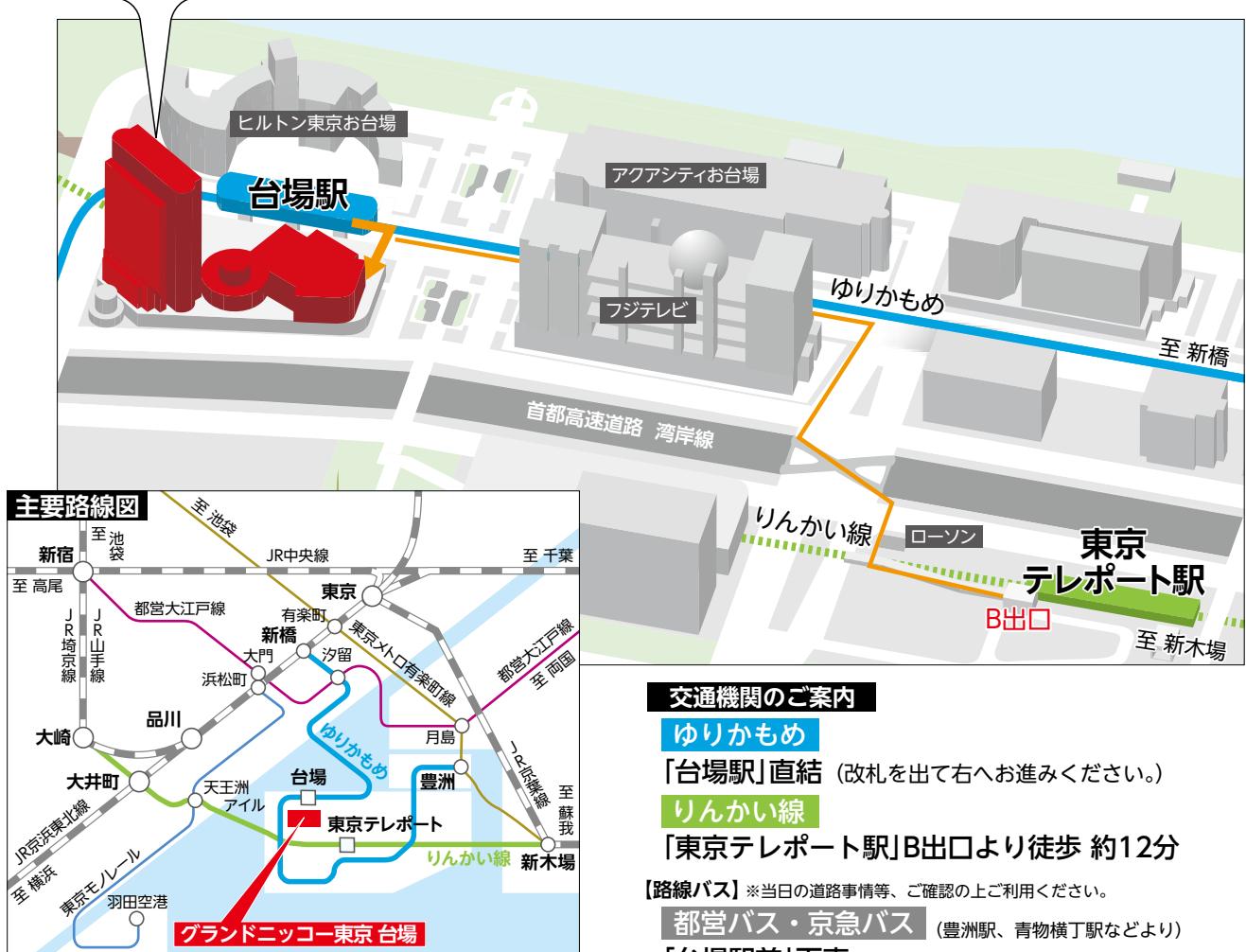
野村ホールディングス株式会社 総務部
〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1
電話 03-5255-1000(代表)

■株主総会会場のご案内



グランドニッコー東京 台場 地下1階「パレロワイヤル」

(旧 ホテル グランパシフィック LE DAIBA(ル・ダイバ)) ***昨年と同じ会場です。**
東京都港区台場二丁目6番1号 TEL : 03-5500-6711(代表)



交通機関のご案内

ゆりかもめ

「台場駅」直結 (改札を出て右へお進みください。)

りんかい線

「東京テレポート駅」B出口より徒歩 約12分

【路線バス】※当日の道路事情等、ご確認の上ご利用ください。

都営バス・京急バス (豊洲駅、青物横丁駅などより)

「台場駅前」下車

お台場レインボーバス (田町駅東口または品川駅港南口より)

「グランドニッコー東京 台場」下車

●駐車場はご用意しておりません。

公共交通機関をご利用ください。

お願い

- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 株主様へお配りする粗品はご用意しておりませんので予めご了承ください。